

滝沢市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を令和5年11月に実施したので、
その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年12月20日

滝沢市監査委員 佐藤 博己
滝沢市監査委員 栗山 隆一郎

定期監査報告書

1 監査対象機関及び監査執行年月日

監査対象機関	監査執行年月日
市民課、河川課、下水道課	令和5年11月 2日
高齢者支援課、地域包括支援センター	令和5年11月 8日
企業振興課、若者活躍推進室、 保険年金課	令和5年11月 15日
学校給食センター、教育総務課、 学校教育指導課	令和5年11月 29日

※下水道課に係る事後調査・調整期間

令和5年11月6日（月）～令和5年12月4日（月）

2 監査場所

滝沢市役所第2委員会室、滝沢市役所分庁舎1階会議室及び学校給食センター研修室

3 監査執行者

滝沢市監査委員 佐藤 博己

滝沢市監査委員 栗山 隆一郎

4 監査対象事務

令和5年度における財務事務事業全般

5 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適法かつ効率的に行われているかを主眼とした。

6 監査の方法

令和5年度における財務事務、事業の実施状況及び事業の管理状況について、あらかじめ調書の提出を求めた。

所定の調書に基づき、各所属長から説明を聴取するとともに、併せて既に実施した例月出納検査の結果を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係帳票、調書類を調査する監査の方法とした。

7 監査の結果

監査の対象とした財務に関する事務事業の執行及び事業の管理状況については、下記留意事項を除き全般的にみて概ね良好と認められる。

なお、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

留意改善を要する事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施した結果、次のとおり留意改善すべき事項が認められた。

○上下水道部 下水道課

令和5年7月に入札を執行した際、設計誤りにより本来落札者とすべきではないものと契約を締結した。その後、市からの申し出により契約を解除している。

また契約解除により、受注者（落札者）の契約締結から解除までに要した諸経費等に対し、損害賠償が生じている。

今後は、これらの経緯や原因を検証し、適正な事務執行に努められたい。